

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

記載の手引

宿泊税特別徴収義務者登録手続について

宿泊税は旅館・ホテル、簡易宿所、特区民泊、新法民泊（以下、「宿泊施設等」といいます）において宿泊者から税を徴収し、かつ、その徴収すべき税を東京都に納入する仕組みとなっています。このような制度を「特別徴収制度」といい、宿泊施設等の経営者を「特別徴収義務者」といいます。

宿泊施設等の経営者の方は、下記の場合を除いて宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。登録は、営業許可を受けた施設の単位ごとに行ってください。

【特別徴収義務者登録を要しない場合】

料金設定等により、消費税等を除くいわゆる素泊まり料金（サービス料を含みます。）で1人1泊10,000円以上の宿泊*がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設等の特別徴収義務者については登録を要しません。

※令和8年7月1日から令和9年3月31日まで 10,000円以上の宿泊
令和9年4月1日から 13,000円以上の宿泊

ただし、料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象となった場合には、特別徴収義務者としての登録が必要となります。

特別徴収義務者登録の申請は次の期限までに行う必要があります。

- ・新たに宿泊施設等の経営を始める場合
→ 経営開始の5日前まで
- ・宿泊税の徴収に便宜を有するものとして指定を受けた場合
→ 指定を受けた日から10日以内
- ・料金改定等により宿泊税の対象となった場合
→ 対象となったときから10日以内

登録申請には、次の書類を添付してください。いずれも写しで結構です。

- 経営者が個人の場合には住民票（法人の場合は不要です。）
- 旅館・ホテル、簡易宿所の場合、旅館業法による営業許可書（保健所が発行しているものです。）
- 特区民泊の場合、特定認定書の写し
- 新法民泊の場合、届出者名、届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し
（例：届出番号通知書、民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（業者）画面の写しなど）
- 宿泊約款
- 経営を委託している場合には、経営委託契約書 もしくはそれに類するもの
- 宿泊料金表

- 宿泊税に関する事務は都内全域を千代田都税事務所で管轄しています。登録申請書類は下記あてに提出してください。郵送の場合で、控への返送を希望される方は、あて先を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

提出・問合せ先 千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
TEL 03-3252-7141（代） 内線 226 / 03-3525-7183（ダイヤルイン）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

令和9年4月1日 1

2 特別徴収義務者 都税事務所長 千代田 宛 支庁長	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう	
	〒	163	- ◆◆◆◆
	住 所	新宿区◆◆町1-1-1	
	(ふりがな)	かぶしがいいしゃとうきょうかんこう だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう	
氏名(名称及び代表者名)	株式会社 東京観光 代表取締役 東京太郎		
法人番号	1	2	3

3 施設の営業許可等	住 所	新宿区◆◆町1-1-1			
	氏名又は名称	株式会社 東京観光			
	許可・認定・届出年月日	令和9年4月1日		許可・認定・届出番号	9新◆◆第◆号
	許可名義人との関係	本人	種別	旅館・ホテル/簡易宿所/特区民泊/住宅宿泊事業	

4 施設	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう						
	〒	163	- ◆◆◆◆					
	所在地	新宿区◆◆町1-1-1						
	(ふりがな)	とうきょうほてる						
名称	東京ホテル							
概要	床面積	1,050 m ²	地上/地下	5~10 階	客室数	36 室	収容人員	85 名
経営開始年月日	令和9年	4月	10日	登録事由発生日	年	月	日	

5 施設の所有者	(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう					
	〒	163	- ◆◆◆◆				
	住所又は所在地	新宿区◆◆町1-1-1					
	(ふりがな)	とうきょう たろう					
氏名又は名称	東京 太郎						
(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう		(ふりがな)	しんじゅくく◆◆ちよう			
〒	163	- ◆◆◆◆	〒	163	- ◆◆◆◆		
住所又は所在地	新宿区◆◆町1-1-1		住所又は所在地	新宿区◆◆町1-1-1			
(ふりがな)	とうきょう はなこ		(ふりがな)	とうきょう はなこ			
氏名又は名称	東京 花子			氏名又は名称	東京 花子		

6 共同事業者	(ふりがな)	〒 -		(ふりがな)	〒 -	
	住所又は所在地	電話 ()		住所又は所在地	電話 ()	
	(ふりがな)			(ふりがな)		
	氏名又は名称			氏名又は名称		

7 管理者	(ふりがな)	ちよだく●●ちよう ●●ビル 201	
	〒	101	- ◇◇◇◇
	住所又は所在地	千代田区●●町1-1-1 ●●ビル201号室	
	(ふりがな)	かぶしがいいしゃ ●●かんりがいいしゃ だいひょうとりしまりやく とうきょう じろう	
氏名又は名称	株式会社 ●●管理会社 代表取締役 都庁 次郎		
法人番号	0	1	2

8 送付先等	(ふりがな)	ちよだく●●ちよう ●●ビル 201	
	〒	101	- ◇◇◇◇
	住所又は所在地	千代田区●●町1-1-1 ●●ビル201号室	
	(ふりがな)	かぶしがいいしゃ ●●かんりがいいしゃ けいりび	
氏名又は名称	株式会社 東京観光 経理部		

※印の欄は記入しないでください。また、郵送により申請書を提出する場合は、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※入力
※照合

(主管事務所用)

- 9 添付書類
- ① (経営者が個人の場合) 住民票の写し()。許可・認定・届出番号を確認できる書類
 - ② 宿泊約款
 - ③ 料金表
 - ④ ⑤ (経営を委託している場合) 経営委託契約書等

1 「提出年月日」欄

- 申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設等の経営者等の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名、法人番号も併せて記載してください。経営を他者に委託している場合等は、実際にその施設の経営に責任を有している方が特別徴収義務者となります。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。

3 「施設の営業許可等」欄

- 種別ごとの許可証等に記載されている内容を転記してください。
- 特別徴収義務者と許可名義人が異なる場合は、両者の関係を具体的に記載してください。

4 「施設」欄

- 宿泊施設等の所在地、郵便番号、電話番号、および名称（※新法民泊において、名称を設けていない場合は省略可）を記載してください。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。
- 概要の各項目には、官公庁への提出書類等から、現在の施設の床面積、階層数、客室数、収容人員を記載してください。階層数で地下がある場合は、地上と地下とそれぞれで記載して下さい。
- 経営を開始した年月日および登録事由が発生した年月日を記載してください。

5 「施設の所有者」欄

- 施設の建物登記簿に記載されている所有者の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。所有者が法人の場合には所在地、法人名および代表者名を記載してください。
- 2 つめ（右側）の欄には、施設が共有となっている場合など施設の所有者が複数いる場合に記載してください。
- 施設の所有者が3名以上の場合は、全員分を記載した別紙を添付してください。
- ふりがなの欄も必ず記載してください。

6 「共同事業者」欄

- この欄には特別徴収義務者以外の共同事業者について記載してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員会等の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- 記載すべき共同事業者が3名以上の場合は、全員分を記載した別紙を添付してください。

7 「管理業者」欄

- この欄には宿泊施設の管理業者について記載してください。法人の場合は、法人番号も併せて記載してください。

8 「送付先等」欄

- 申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を、担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記載してください。

9 「添付書類」欄

- 申請書に添付した書類の番号に丸を付けてください。

特別徴収義務者登録後の手続きについて

○登録が済みましたら「宿泊税特別徴収義務者証票」をお渡ししますので、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。

※制度改正により対象となる場合で、令和9年2月末までに申請をいただいた方には、3月末までに証票を発送予定です。

○日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者の方には帳簿の記載、書類の作成および保存をお願いします。

□帳簿の記載・保存

・帳簿の記載事項

① 宿泊年月日、宿泊代金および宿泊者数

② ①のうち、宿泊税の課税対象となる宿泊者数および宿泊税額

・保存期間：申告納期限から5年間

※令和9年4月以降に記載する帳簿については7年間保存

□書類の作成・保存

・書類の要件 …宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、以下の記載があるもの

① 宿泊年月日、宿泊代金および宿泊者数

② 宿泊税額

・保存期間：申告納期限から2年間

※令和9年4月以降に記載する帳簿については7年間保存

○登録事項に変更があった場合は、「宿泊税登録事項変更申請書」により申請をお願いします。

○宿泊施設等の経営を1ヶ月以上休止する場合は、事前に申告を行ってください。また、休止期間を定めずに経営休止した場合には、経営を再開しようとするときに再開の申告を行ってください。申告の際には「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出してください。

なお、季節営業等の場合においても「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」の提出が必要になります。

○宿泊施設等の経営を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」提出してください。「宿泊税特別徴収義務者証票」は返還していただきますので、毀損、紛失することのないように注意してください。また、経営を廃止した日までの宿泊税も、このときに申告納入してください。

○各種申請用紙はホームページに掲載しております。

東京都主税局ホームページについて

東京都主税局のホームページには都税に関する各種情報とともに、宿泊税についてのQ&Aや、各種様式を掲載しております。

- 主税局ホームページ … <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>